

苫小牧市受動喫煙防止対策助成金

健康増進法の一部改正により、2020年4月から事務所・工場・ホテル・飲食店等においては、原則屋内禁煙となりました。

苫小牧市では、中小企業事業主のみなさまが受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費に対し、**国の助成金に上乗せして助成金を交付します**ので、ぜひご活用ください。

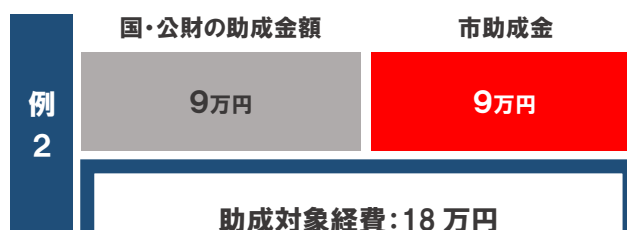
■助成対象者

1. 厚生労働省・都道府県労働局が実施する受動喫煙防止対策助成金、または（公財）全国生活衛生営業指導センターが実施する生衛業受動喫煙防止対策事業助成金の交付決定及び交付額の確定通知を受けている中小企業事業主であること。
2. 市税（苫小牧市税条例第3条に定める普通税のうち市民税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は市民・道民税）及び固定資産税）の滞納がない事業主であること。
3. 苫小牧市内に所在する事業場において、新たに喫煙専用室等を設置するなどの受動喫煙防止対策を講じる中小企業事業主であること。

■助成金額

最大 10 万円

※国・公財の助成事業における助成対象経費から助成金額を引いた額と、10万円のいずれか少ない方の額が助成金額となります。



■助成対象

受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙専用室等の設置などに係る工事・設備費・備品費・機械装置費など

まずは国・公財の助成金の交付決定を受ける必要がありますので、以下の HP より助成要件等をご確認ください。

市の助成金
について

苫小牧市 健康こども部 健康支援課

☎0144-32-6407 ✉kenkosien@city.tomakomai.hokkaido.jp



国の助成金
について

北海道労務局 労働基準部 健康課

☎011-709-2311



公財の助成金
について

公益財団法人 北海道生活衛生営業指導センター

☎011-615-2113

